

使用料等の適正化について

(最 終 答 申)

平成 2 9 年 1 0 月 1 2 日

羽村市使用料等審議会

使用料等の適正化について (最終答申)

本審議会は、平成 29 年 5 月 11 日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、慎重に審議を進めてきたが、諮問された事項のうち、結論を急ぐ必要のあるスポーツセンター使用料、スイミングセンター使用料、コンビニ証明交付サービスの導入に伴う住民票等交付手数料の設定、スポーツセンターホール利用区分等の見直しの 4 項目について、また、これらと同時に審議を行った住民票交付手数料、印鑑登録証明手数料、戸籍附票手数料、その他証明手数料、住民基本台帳閲覧手数料、税務関係証明手数料、税務関係閲覧手数料の 7 項目については、去る平成 29 年 7 月 10 日に中間答申を終えているところである。

残された諮問事項について、中間答申以後、延べ 6 回にわたる審議を重ねてきたが、このたび全ての事項について結論を得たので、ここに最終答申を行うものである。

平成 29 年 10 月 12 日

羽村市長 並 木 心 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会
会 長 金 子 憲
職 務 代 理 内 田 正 敏
委 員 宇 津 木 牧 夫
大 塚 勝 江
小 澤 右 任
川 津 紘 順
田 村 勇
田 村 義 明
矢 部 久 子
吉 田 ますみ
(五 十 音 順)

目 次

はじめに	1
使用料等の適正化についての意見	2
1 使用料等適正化のための基本方針について	2
2 各施設使用料等の適正化について	7
(1) 使用料	
① コミュニティセンター使用料の適正化について	7
② 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について	8
③ 富士見斎場使用料の適正化について	9
④ 産業福祉センター使用料の適正化について	10
⑤ 小作駅前駐車場使用料の適正化について	11
⑥ 動物公園駐車場使用料の適正化について	12
⑦ 公園運動場使用料の適正化について	13
⑧ 公園夜間照明使用料の適正化について	15
⑨ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について	16
⑩ 駅前駐車施設（タクシープール）使用料の適正化について	17
⑪ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について	18
⑫ 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について	19
⑬ 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について	20

⑭	自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家使用料の適正化について	21
⑮	動物公園使用料の適正化について	22
⑯	水上公園使用料の適正化について	23
⑰	弓道場使用料の適正化について	24
 (2) 手数料		
①	放置自転車等撤去手数料の適正化について	25
②	市政情報開示手数料の適正化について	25
③	都市計画証明手数料の適正化について	26
④	その他証明手数料（行政区域の境界証明）の適正化について	26
⑤	道路関係証明手数料の適正化について	27
⑥	霊園管理手数料の適正化について	28
⑦	墓地除草手数料の適正化について	28
⑧	墓地許可証交付手数料の適正化について	29
⑨	塵芥処理手数料の適正化について	29
⑩	動物の死体処理手数料の適正化について	30
⑪	し尿処理手数料の適正化について	30
⑫	一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について	31
⑬	畜犬登録等手数料の適正化について	31
⑭	下水道工事店指定事務手数料の適正化について	32

3	水道料金の適正化について	33
4	下水道使用料の適正化について	35
	おわりに	36
	資料編	37
1	諮問事項一覧	39
2	使用料等の検討資料	41
3	審議会の開催経過	162
4	審議会委員名簿	164

はじめに

本審議会は、市長から諮問された使用料等の適正化について、各施設のコスト、受益者負担割合、利用状況、近隣自治体の使用料など、市から示された資料をもとに慎重に審議を進めてきた。

今回の諮問は、公共施設使用料等の設定にあたっての統一的な算定基準を設けたうえで、特定の行政サービスに係る受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかを検証し、負担の適正化を図ることが主眼であると理解するところである。そのため、審議に入るにあたっては、まず公共施設使用料等の設定についての統一的な基準となる「使用料等適正化のための基本方針」を定め、その指針に従い、各施設使用料等の適正化について審議を行ったところである。

諮問された事項のうち、結論を急ぐ必要のある「スポーツセンター使用料」などの11項目については、既に平成29年7月10日に市長に中間答申したところであり、その後、残された34項目について審議を重ねてきた。

各使用料等の適正化に対する本審議会の結論については、後述のとおりである。

使用料等の適正化についての意見

1 使用料等適正化のための基本方針について

公共施設の使用料や各種手数料等の金額の設定については、これまでコスト計算を行い、経費負担の推移を比較するとともに、近隣自治体の状況や市の他の公共施設などを参考に決定してきたが、平成 17 年度の使用料等審議会での、「特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が適正であるかを判断するために、『使用料等の設定にあたっての統一的な基準』を設ける必要がある」との答申を踏まえ、平成 21 年度の使用料等審議会において、算定基準を設けることとなった。

今回、使用料等の適正化について審議するにあたり、使用料の算定基準などを定めた「使用料等適正化のための基本方針」について諮問されたが、内容については、これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であると考えます。

ただし、原価計算（コスト計算）については、現在、公共施設のランニングコストのみを対象経費としているが、地方公会計の導入が進められていることを踏まえ、減価償却費等も含めたフルコストでの原価計算（コスト計算）について、調査・研究を行う必要があると考えます。

【使用料等適正化のための基本方針】

1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

2 使用料の算定について

(1) 原価（対象経費）

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを原価（対象経費）とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の原価（対象経費）には算入しないこととしている。

そこで、使用料の算定に係る原価（対象経費）は以下のとおりとする。

*使用料算定の原価（対象経費）一覧

項目	説明
人件費	職員の給与など、人にかかる経費
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など、施設の維持管理・運営にかかる経費
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など、施設の維持・修繕にかかる経費
補助費等	保険料、負担金など、施設の維持管理・運営にかかる経費

*職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金、児童手当を除く）を合算した一般会計にかかる一般職員（管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

(2) 原価計算（コスト計算）

施設使用料の原価計算（コスト計算）については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することとする。

①1日あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用可能日数

②1人あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用人数

(3) 使用料の計算

使用料は各施設の区分により計算するが、基本は1㎡・1時間・1人当たりの単価（コスト）を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

3 施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合の目安を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場（公共）的サービスか、民間（企業）が提供できる市場的サービスかという視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎（必需）的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

		非市場(公共)的			
		②			①
		公費負担	50%	公費負担	100%
		受益者負担	50%	受益者負担	0%
選 択 的				基礎(必需)的	
		公費負担	0%	公費負担	50%
		受益者負担	100%	受益者負担	50%
		③			④
		市 場 的			

- ◎基礎（必需）的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス
- ◎選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス
- ◎非市場（公共）的サービス = 主として行政が提供するサービス
- ◎市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

区 分		例
①	基礎的、非市場的	道路、公園、図書館など
②	選択的、非市場的	体育館、運動場、集会施設、公民館など
③	選択的、市場的	テニスコート、プール、駐車場、保養施設など
④	基礎的、市場的	病院、住宅など

4 減額・免除について

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲はできるだけ限定することが望ましく、また、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は、原則 100%とすることが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

6 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

7 改定における上限率の設定について（激変緩和措置について）

使用料の改定にあたっては、市民（利用者）への影響に配慮し、現行使用料等の1.5倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

8 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。

2 各施設使用料等の適正化について

(1) 使用料

① コミュニティセンター使用料の適正化について

《結論》 市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、使用料を見直すことが適当であると考える。

コミュニティセンターの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、ホール・ステージをはじめ、老人集会室、第一研修室、調理研修室、視聴覚室などを有し、健康で文化的なコミュニティの形成とその発展に寄与するため、昭和 60 年 4 月に開館し、途中、管理運営を委託していた期間があるが、平成 20 年 4 月からは市が直接管理運営を行っている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、242 万円の増となっている。これは、光熱水費等が減少している一方で、夜間受付業務委託をはじめとした委託料や施設修繕料が増加したことなどによるものである。

コミュニティセンターは築 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることを考慮すると、今後、維持補修費の増加が見込まれることから、使用料を見直してもよいのではないかとの意見があった。また、コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 24 年度が 43.1%、平成 28 年度が 41.1%で、2.0 ポイントの減となっており、大きな変動はないものの、市内の同種施設である生涯学習センターゆとろぎの利用者の平均負担割合は 65.3%であり、24.2 ポイントの差があるため、均衡を図る必要があるのではないかとの意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、施設の老朽化に伴う維持補修費の増加が見込まれることや、市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図るといった観点から、使用料を見直すことが適当であるとの結論に至った。

② 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について

《結論》 条例に規定する使用料に統一することが適当であると考える。

学習等供用施設・地域集会施設については、各町内会等が施設の管理運営を行い、使用料も各町内会等が収入する利用料金制を採用していたが、地方自治法の改正に伴い、平成 18 年度からは市が直接管理運営を行い、使用料を収入する形に変更された。ただし、使用料については、条例で上限を定めているものの、それまでの地域の実情を考慮し、利用料金制当時のまま据え置かれて現在に至っている。

各施設の管理運営コストの合計について平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、施設修繕料の増加などに伴い 74 万円の増となっている。利用者の平均負担割合は、平成 24 年度は 104.1%、平成 28 年度は 105.8%で、1.7 ポイントの増となっている。

また、平成 28 年度の使用料収入は、利用者数の減少に伴い、平成 24 年度と比較して 133 万円減の 449 万円となっている。

本施設の使用料については、条例に規定する使用料よりも低い利用料金制当時の使用料に据え置いている施設がある一方で、条例に規定する使用料を採用している施設があるなど、施設ごとに異なる使用料体系となっていることが課題となっている。地域の実情を踏まえた使用料で運用されていることの合理性については理解できるところであるが、条例では、学習等供用施設と地域集会施設の統一の使用料として部屋の面積に応じた時間区分毎の使用料が設定されており、各施設ともに地域住民の集会や学習の用に供するという同じ目的で設置されていることから、条例に規定する使用料に統一することが適当であるとの結論に至った。

③ 富士見斎場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

富士見斎場使用料については、平成 18 年 9 月に設定され、現在に至っている。

本施設は、市民が低廉な費用で安心して通夜・告別式などの葬儀を執り行えるよう昭和 53 年に開設したものであり、平成 18 年 9 月からは株式会社コナモーレに施設運營業務を委託している。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、36 万円の減となっている。これは、施設利用件数の減少に伴い、富士見斎場運營業務委託料が減少したことなどによるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 100.3%となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、他市の同種施設と比較しても平均的な使用料となっていることから、現行使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

④ 産業福祉センター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

産業福祉センターは、東京都勤労福祉会館を東京都から羽村市が移管を受けた施設で、市の産業振興の拠点としてリニューアルし、平成 13 年 3 月に開館したものであり、施設の管理運営は市が直営で行っている。また、施設使用料については、移管前の使用料と同額に設定され、現在に至っている。

本施設は、多目的室（ホール）や、会議室、和室があり、多目的室（ホール）と会議室については、プロジェクターや音響設備等を完備している。

また、産業振興を目的として設置していることから、市内の事業所や企業が自らの経営改善等を目的とした活動のために使用するときは使用料を免除しており、また、使用できる者を、市内の企業及びその従業員等としている。ただし、施設が空いている場合には、市民や団体など一般の利用者も有料で受け入れている。本施設が、市民や団体など一般の方も利用可能であることについては、施設の利用促進を図る観点から、広く周知を図る必要があるとの意見があった。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、338 万円の減となっている。これは、受付事務等委託料や光熱水費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 24 年度が 86.4%、平成 28 年度が 99.1%で、12.7 ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合は増となっているものの、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

⑤ 小作駅前駐車場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

小作駅前駐車場使用料は、小作駅前地区の商業施設等を利用する方の利便性を向上させるとともに、地域の活性化を図るため、市の直営施設として、平成 22 年 4 月に設置され、現在に至っている。

本施設は、小作駅に至近の有料駐車場（利用可能台数 40 台）として、小作駅周辺の商業施設を利用する方や小作駅利用者などに利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、8 万円増の 282 万円と、ほぼ横ばいとなっている。

また、平成 28 年度の使用料収入については、利用台数の減少に伴い平成 24 年度と比較して 146 万円減の 1,589 万円となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、近隣の民間駐車場よりも使用料が高く設定されているが、立地条件がよいこと、民間の駐車場経営を圧迫しないよう配慮が必要であることなどを考慮すると、現行使用料を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

⑥ 動物公園駐車場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

動物公園駐車場については、平成 22 年 6 月から土・日・祝日に限り有料駐車場として運営している。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、65 万円の増となっている。これは、人件費や動物公園駐車場使用料収納業務等委託料が増加したことなどによるものである。

また、平成 28 年度の使用料収入については、利用台数の増加に伴い平成 24 年度と比較して 52 万円増の 1,071 万円となっている。

なお、平成 28 年度のコストに対する利用者の負担割合は 103.1%となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、現行使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

⑦ 公園運動場使用料の適正化について

《結論》 他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考えます。

公園運動場については、野球場やソフトボール場、テニスコートといった有料施設が市内4カ所の公園にそれぞれ設置されており、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成8年4月に使用料が改定され、現在に至っている。

直近5年間の施設の利用状況を見てみると、テニスコートは増加しているものの、野球場、ソフトボール場、サッカー場は減少傾向にあり、平成28年度の利用者の合計は199,856人となっている。

施設の管理運営コストについて平成24年度と平成28年度を比較すると、1,037万円増の5,900万円となっている。これは、申請受付件数の増加に伴い人件費が増加したことや、高木剪定委託料、維持補修費が増加したことなどによるものである。

また、平成28年度の使用料収入については、平成24年度と比較して69万円増の382万円となっている。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成24年度が86.6%、平成28年度が76.0%で、10.6ポイントの減となっている。

多摩地区26市の同種施設の使用料と比較すると、野球場・ソフトボール場では2時間あたりの平均使用料が2,173円であるのに対し、羽村市は600円、テニスコートでは2時間あたりの平均使用料が1,068円であるのに対し、羽村市は300円、陸上競技場では2時間あたりの平均使用料が2,027円であるのに対し、羽村市は1,200円、サッカー場では2時間あたりの平均使用料が1,695円であるのに対し、羽村市は1,200円となっており、各市の施設の設備について当然レベルの差異はあるものと思われるが、すべての施設において多摩地区26市の同種施設の使用料と比較して低い水準となっている。

こうした使用料の現状を踏まえ、他市の同種施設の使用料と比較して低いことから見直しを検討してはどうかという意見や、維持管理にコストがかか

ることから見直しを検討すべきという意見があった。また、使用料を見直すにあたっては、設備の一層の充実など付加価値を高めるべきであるという意見もあった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、見直すことが適当であるとの結論に至った。

⑧ 公園夜間照明使用料の適正化について

《結論》 ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考えます。

公園夜間照明の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、武蔵野公園の野球場、テニスコート、富士見公園のソフトボール場、陸上競技場、テニスコートに設置されている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、148 万円の増となっている。これは、電気料が増加したことや、申請受付件数の増加に伴い人件費が増加したためである。なお、電気料の契約先について、平成 23 年 12 月に東京電力株式会社から P P S（特定規模電気事業者）に変更している。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 24 年度が 128.3%、平成 28 年度が 110.9%で、17.4 ポイントの減となっている。

多摩地区 26 市の同種施設の使用料を見てみると、野球場では 1 時間あたりの平均使用料が 3,344 円であるのに対し、羽村市は 3,500 円でほぼ平均値となっており、ソフトボール場では 1 時間あたりの平均使用料が 3,344 円であるのに対し、羽村市は 1,300 円、テニスコートでは 1 時間あたりの平均使用料が 792 円であるのに対し、羽村市は 500 円、陸上競技場では 1 時間あたりの平均使用料が 2,808 円であるのに対し、羽村市は 1,500 円となっており、ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、多摩地区 26 市の平均より低い使用料となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合は 110.9%となっているものの、施設の管理運営コストに対する使用料収入の割合は 37.1%であること、また、大量の電力を消費する特殊な施設であり、ランニングコストが掛かるため受益者に応分の負担を求める必要があることを考慮すると、ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、見直すことが適当であるとの結論に至った。

⑨ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考えます。

なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考えます。

富士見公園クラブハウスの使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成8年4月に改定され、現在に至っている。

本施設は、主にスポーツ団体等に対してミーティング等のために部屋を提供しているものであるが、各種団体の会議等にも利用されている。利用人数は年々減少しており、平成28年度は3,796人で平成24年度の半数以下となっている。

施設の管理運営コストについて平成24年度と平成28年度を比較すると、147万円の増となっている。これは、クラブハウス事務委託料が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成24年度が47.2%、平成28年度が41.3%で、5.9ポイントの減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合が減少しているものの、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考えます。

なお、施設の利用促進を図るため、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考えます。

⑩ 駅前駐車施設（タクシールール）使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考えます。

駅前駐車施設（タクシールール）は、羽村駅東口及び小作駅東口にタクシーの待機スペースとして設置されているものであり、平成 9 年に運用を開始し、現在に至っている。

本施設の使用料は、近傍宅地の固定資産税相当額及び都市計画税相当額を基に算出されており、平成 28 年度の 1 台あたりのコストは 84,000 円で、利用者負担割合は 114.3%となっている。

本施設の使用料について検討した結果、固定資産税相当額等の変動に伴い使用料を見直す必要があるとの意見があったが、駅前をはじめとする道路の維持管理に経費が掛かることを考慮すると、現行の使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

⑪ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について

《結論》 公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考えます。

学校運動場夜間照明の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、羽村東小学校と羽村第三中学校の校庭に、市民の健康増進やレクリエーション、コミュニティ活性化等に資することを目的として設置されている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、1 万円の減と、ほぼ横ばいとなっているが、内訳をみると、施設修繕料が 72 万円減少し、電気料が 72 万円増加している。なお、電気料の契約先について、平成 23 年 12 月に東京電力株式会社から P P S（特定規模電気事業者）に変更している。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 24 年度が 64.8%、平成 28 年度が 65.5%で、0.7 ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、施設の管理運営コストに対する使用料収入の割合が 5.7%と非常に低いことや、大量の電力を消費する特殊な施設であり、ランニングコストが掛かるため受益者に応分の負担を求める必要があること、また、公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、見直すことが適当であるとの結論に至った。

⑫ 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

堰下レクリエーション広場の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、芝生広場、テントサイト、3つの営火場で構成されており、主に市内の青少年団体等に利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、12 万円の増となっている。これは、広場等管理委託料が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 24 年度が 80.7%、平成 28 年度が 78.1%で、2.6 ポイントの減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合に大きな変化が見られないことから、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

⑬ 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

生涯学習センターゆとろぎの使用料については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 18 年 4 月に新たに使用料が設定され、現在に至っている。

本施設は、大・小ホールをはじめ、レセプションホール、創作室、学習室などを有し、文化・芸術活動の促進等、多くの人々が集い交流する市民の生涯学習活動の場として利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、120 万円の減となっている。これは、施設維持管理委託料をはじめとした委託料の総額が増加している一方で、電気料や公共施設予約システム関連経費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 24 年度が 65.0%、平成 28 年度が 65.3%で、0.3 ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、平均負担割合に大きな変化が見られないことから、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

⑭ 自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家は、一般の利用者向けの宿泊室「清里」や青少年団体向けの宿泊室「八ヶ岳」のほか、食堂、大・中浴室、大広間、体育館などを有し、恵まれた自然環境の中で市民に保養の場を提供すること、また、心身ともに健全な少年の育成に資することを目的として平成元年4月に開設し、平成17年4月からは指定管理者制度を導入し、現在は、グリーンハウス太平ビルサービス共同事業体が指定管理者として管理運営を行っている。

使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成8年4月に改定され、現在に至っている。

直近5年間の利用状況を見てみると微増傾向にあり、平成28年度の利用者数は14,982人となっている。

施設の管理運営コストについて平成24年度と平成28年度を比較すると、227万円の減となっている。これは、施設の老朽化に伴い維持補修費が増加している一方で、水道光熱費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、「清里」については平成24年度が49.6%、平成28年度が59.5%で、9.9ポイントの増となっており、「八ヶ岳少年自然の家」については平成24年度が27.4%、平成28年度が33.6%で、6.2ポイントの増となっている。「清里」と「八ヶ岳少年自然の家」の利用者の平均負担割合を比較すると差があるが、これは「八ヶ岳少年自然の家」が、少年の健全な育成を目的とした活動を行う団体等を対象とした施設であることから、使用料を低く設定しているためである。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、現行の使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、より多くの方に利用してもらえるよう、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

⑮ 動物公園使用料の適正化について

《結論》 小・中学生の使用料や 75 歳以上の使用料については、料金区分及び使用料の見直しを検討することが適当であると考え。

なお、使用料を引き上げる場合、より魅力のある施設にする努力が必要であると考え。

動物公園は、市民の憩いの場を提供し、また、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることを目的として昭和 53 年 5 月に開設し、42,691 m²の敷地内に 97 種類 774 点(*)の動物を飼育している。(※平成 27 年度実績) 平成 20 年 4 月からは指定管理者制度を導入し、株式会社横浜八景島が指定管理者として管理運営を行っている。

使用料については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 18 年 4 月に改定され、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、855 万円の増となっている。これは、動物のエサとなる食材の高騰に伴い物件費が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 24 年度が 15.1%、平成 28 年度が 14.1%で、1.0 ポイントの減となっている。

本施設の使用料については、都立動物公園や他県の動物公園と比較すると非常に低く設定されていることから、見直しが必要であるとの意見が多数出た。主なものとしては、小学生と中学生の区分を見直して使用料を引き上げてはどうかという意見、75 歳以上の使用料を有料化し、65 歳以上の料金区分と統合してはどうかという意見、通学路として動物公園内を通ることができるという特色を活用したり、新たに人気のある動物を購入するなど施設の魅力を向上させ、使用料に転嫁してはどうかという意見、施設や環境整備の面でコストが掛かるのであれば、使用料の見直しは必要であると考えするという意見などである。

以上、様々な観点から意見があり、本施設の使用料の適正化について検討した結果、小・中学生の使用料や 75 歳以上の使用料については、料金区分及び使用料の見直しを検討する必要があるとの結論に達した。なお、使用料を引き上げる場合は、より魅力のある施設にする努力が必要であると考え。

⑩ 水上公園使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

水上公園は、市民の健康の向上及び市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図ることを目的として、昭和 47 年 7 月に開設され、その後、施設の老朽化等により平成 8 年 7 月にリニューアルして開設されたものである。平成 18 年 4 月からは指定管理者制度を導入し、現在は、大和興産株式会社が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設は、親水公園、流水プール、幼児プールを有し、7 月初旬から 9 月初旬までの夏季期間のみの営業であり、平成 28 年度の年間利用者数は 25,518 人となっている。

使用料については、平成 8 年 7 月の施設のリニューアルに合わせて改定し、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、368 万円の減となっている。これは、人件費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 24 年度が 30.6%、平成 28 年度が 22.4%で、8.2 ポイントの減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者数が減少している状況を踏まえると、天候条件といった不確定な要因はあるものの、水は羽村市の大きな特徴・PR ポイントであることから、市民ニーズも捉えながら利用者数を増やす努力が必要であるとの意見があったが、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、現行の使用料を据え置くことが適当であると考える。

⑰ 弓道場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

弓道場は、平成 17 年 4 月の開館当初から指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人羽村市体育協会が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設は、弓道場、会議室、男女更衣室、倉庫を有し、主に市内の弓道団体や一般向けの弓道教室などに利用されており、平成 28 年度の年間利用人数は 8,225 人となっている。

施設の管理運営コストについて平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると、9 万円の減となっている。これは、維持補修費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 24 年度が 354.1%、平成 28 年度が 378.9%で、24.8 ポイントの増となっている。

施設全体の平均負担割合が 378.9%と高い水準にあることから、使用料を引き下げる方向での見直しを図る必要があるとの指摘がある一方で、施設の管理運営コストに対する使用料収入の割合が 60.9%で、管理運営コストを使用料収入で賄い切れていないことから現状のままでよいとの意見、また、他市の弓道場使用料と比較しても、羽村市の弓道場は専用施設であることを考慮すると高い使用料ということではないとの意見があった。

こうした使用料の現状を踏まえ、本施設の使用料の適正化について検討した結果、現行使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

(2) 手数料

① 放置自転車等撤去手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

放置自転車等撤去手数料については、平成6年10月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、禁止区域内及び市が設置した自転車駐車場内に放置された自転車等を撤去した際、当該自転車等の利用者等からその撤去に要する経費として納入されるものである。

平成28年度のコストに対する利用者負担割合は、自転車が29.9%、原動機付自転車が45.7%となっている。

放置自転車等撤去手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

② 市政情報開示手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

市政情報開示手数料については、平成15年10月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、行政が説明責任を果すため、市政情報開示請求により、開示を行うための事務に要する経費として納入されるものである。

平成28年度のコストに対する利用者負担割合は、市民・利害関係者等が無料であるため0.0%、市民以外は1.2%となっている。

受益者負担の観点からみると、他の証明手数料に比べて利用者負担割合が著しく低いですが、これは、行政の説明責任を果たすことを目的としたものであ

るためである。なお、市民以外に対しては、悪質な情報公開請求行為を防止する目的から有料としているものである。

これらの状況を考慮し、市政情報開示手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

③ 都市計画証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

都市計画証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、用途地域、都市計画道路、都市計画緑地、市街化区域等の都市計画の内容に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

手数料は 200 円に設定しているが、福生都市計画区域内にある福生市、瑞穂町と同額である。平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は 12.3% となっている。

都市計画証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

④ その他証明手数料（行政区域の境界証明）の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

その他証明手数料（行政区域の境界証明）については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、行政区域の境界証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は 24.7%となっている。

その他証明手数料（行政区域の境界証明）の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

⑤ 道路関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

道路関係証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、境界証明書や公道証明書等道路に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は 24.6%となっている。多摩地区 26 市のうち 1 市のみ突出して高い手数料を設定している市があるが、その実態を分析して市の手数料設定に反映することを検討する必要があるとの意見や、山間部の自治体の手数料の状況も考慮する必要があるとの意見などがあった。

道路関係証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

⑥ 霊園管理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

霊園管理手数料について、4.5 m²区画と 6.0 m²区画については、平成 6 年 4 月に設定され現在に至っている。1.0 m²区画と 1.5 m²区画については、平成 25 年 4 月から新たに造成された区画であり、平成 24 年度の使用料等審議会の答申に基づき手数料が設定された。

本手数料は、霊園共用部分の除草、高木剪定、トイレ清掃、ごみ処理等に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、1.0 m²区画と 1.5 m²区画については 69.3%、4.5 m²区画と 6.0 m²区画については 48.5%となっている。

霊園管理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑦ 墓地除草手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

墓地除草手数料については、平成 6 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、区画墓地利用者のうち、除草ができない方からの依頼により市が除草を代行する際に、作業に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は 82.8%となっている。

墓地除草手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑧ 墓地許可証交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

墓地許可証交付手数料については、昭和 59 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、墓地使用許可書の書換又は再交付に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、書換が 18.7%、再交付が 14.0%となっている。

墓地許可証交付手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑨ 塵芥処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

塵芥処理手数料の各区分のうち、指定収集袋、粗大ごみ（収集）、粗大ごみ（持込み）、剪定枝（持込み）の各手数料については、平成 14 年 10 月に改定され、事業系一般廃棄物（持込み）の手数料については、平成 16 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、ごみの処理収集に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により、指定収集袋では、ミニ袋が 14.0%、小袋・中袋・大袋が 14.9%、粗大ごみ（収集）では 44.8%、粗大ごみ（持込み）では 44.4%、剪定枝（持込み）では 44.4%、事業系一般廃棄物（持込み）では 66.6%となっている。

また、塵芥処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施しているものである。

塵芥処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑩ 動物の死体処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

動物の死体処理手数料については、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、動物の飼い主から、動物の死体の処理を代行して行う場合に、その経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、1 体あたり 61.5%となっている。

動物の死体処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑪ し尿処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

し尿処理手数料については、平成 21 年 4 月に料金体系が、従量料金制から回数料金制に移行・改定され、現在に至っている。

本手数料は、公共下水道未接続の一般世帯及び事業所の便所等から排出されるし尿汲取等の処理に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 4.1%～45.5%となっている。

し尿処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

⑫ 一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

一般廃棄物処理業許可手数料については、平成 18 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、一般廃棄物の収集運搬業等を営む事業者の許可等に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 57.8%～185.1%となっており、全区分の平均は 94.2%となっている。

一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

⑬ 畜犬登録等手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

畜犬登録等手数料については、事務移管前の東京都の手数料額を引き継ぎ、平成 11 年 3 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、狂犬病の発生予防及び蔓延防止のために、飼い主に登録を義務付けたもので、その登録に要する経費として納入されるものである。なお、都内すべての自治体が同一の手数料に設定している。

平成 28 年度の手数料 1 件あたりの登録事務別コストは 611 円～4,484 円で、

利用者負担割合は 54.0%～66.9%となっている。

畜犬登録等手数料の適正化について検討した結果、都内のすべての自治体で同一の手数料となっていることから、現行手数料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

⑭ 下水道工事店指定事務手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

下水道工事店指定事務手数料については、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 14 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、羽村市の指定下水道工事店の指定を受ける場合や、排水設備責任技術者の登録等に要する経費として納入されるものである。

平成 28 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 74.2%～111.4%となっている。

下水道工事店指定事務手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

3 水道料金の適正化について

《結論》 現行料金を据え置くことが適当であるとする。

なお、水のPRについて一層の努力をする必要があるとする。

(水道事業のあらまし)

羽村市の水道事業は、昭和 36 年に計画人口 12,000 人として開始され、その後、職住近接の近代都市へと発展してきたことに合わせ、4 度の拡張事業を実施してきた。平成 14 年度からは、計画人口 60,000 人、計画 1 日最大給水量 27,500 m³の第 4 次拡張変更事業を進め、平成 16 年 6 月から、より安全な水道水を市民に安定供給するため、膜ろ過施設を稼働している。

水道料金については、平成 25 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 26 年 4 月に 12 年ぶりとなる改定（平均改定率 21.33%）を行い、現在に至っている。

(水道事業の現状と今後の見通し)

近年の水需要は減少傾向が続いており、その要因は、企業の節水型生産体制への移行、一般家庭における節水型家電の普及や節水意識の高まり、少子高齢化を背景とする家族構成やライフスタイルの変化など、さまざまな要因が複合的に影響している。

こうした水需要の減少を背景として、平成 26 年 4 月に 12 年ぶりに水道料金の改定を実施し、料金改定により給水収益は 9,000 万円増加するものとなった。一方で、経費削減の取組として、人件費の面では、水道施設の運転管理業務や料金の徴収業務全般（水道料金等徴収業務包括的第三者委託）について委託化を行い、職員数を抑制するとともに、再任用制度を効果的に活用し、事務事業の質を低下させることなく人件費を抑制している。また、施設の管理面では、修繕費を抑制するため、浄水施設等の部品の交換作業を職員自ら行うとともに、膜ろ過施設の膜エレメントの交換時期の延命化を図るため、職員がデータを検証し、メーカー推奨の交換期間 7 年を 2 年間延長することで経費削減を図っている。

今後については、災害や事故に強い安定した水道を目指すため、「羽村市水道ビジョン後期計画」及び「水道管路耐震化更新計画」に基づき、特に水道管路の耐震化のための管種替え工事を進めるとともに、水道施設や設備の維持管理や修繕を行っていくこととしており、事業費の増加が見込まれている。

(水道料金の適正化の検討)

羽村市では、独自の水道事業を展開し、清涼で良質な地下水を原水とした水道水を市民に供給している。

今後も、安心でおいしい水を供給し続けるためには、水道管路の耐震化を重点とした管種替え工事をはじめ、水道施設や設備の維持管理や修繕を着実に実施し、また、日常的な施設の維持管理にも十分配慮しながら、水道施設の水準を維持しなければならない。

現状の給水収益が確保できると仮定し、企業債を計画的に活用していくこととして平成 33 年度までの財政収支を試算すると、健全な財政基盤を堅持できる見通しである。水需要の減少傾向が続いている状況ではあるが、管種替え工事等の財源を確保するためには、給水収益を確保することが重要である。

そのため、水はむらを有効に活用し、積極的に水の P R を行うなど、一層の経営努力が必要であると考えます。

これらを踏まえ、水道料金の適正化について検討した結果、現時点では、水道料金を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行料金を据え置くことが適当であると考えます。

4 下水道使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、災害発生時に迅速に対応するための財源確保策について検討する必要があると考える。

(下水道事業の現状と今後の見通し)

下水道使用料については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 18 年 4 月に改定され、現在に至っている。

下水道事業は、公営企業として位置づけられており、税金などの公費で負担すべき雨水処理に要する経費を除き、その事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算が原則となっている。よって、利用者が明らかである汚水処理については、下水道使用料で賄うことを原則としている。

羽村市の下水道使用料は、使用量区分により異なるものの、多摩地区 26 市中、低い方から 4 番目～6 番目となっている。

平成 29 年度予算額と同程度の使用料収入が確保できると仮定すると、下水道財政推計に基づく平成 33 年度までの試算では、市債も計画的に活用しながら健全な経営を堅持できる見込みである。

なお、使用料で汚水処理費をどのくらい賄えるかを表す使用料回収率*は、今後も 100%以上を維持できる見込みである。

(下水道使用料の適正化の検討)

現在の下水道使用料は、使用量区分により異なるものの、多摩地区 26 市中でも低い水準にあるが、今後の下水道事業を展望すると、老朽化した汚水管の更新を図る必要があるとともに、近年多発している集中豪雨等に伴う災害への対策について検討する必要があると考える。

下水道使用料の適正化について検討した結果、災害発生時に迅速に対応するための財源確保策についても検討しなければならないが、平成 33 年度までの財政推計では、健全な経営を堅持できる見通しであることを踏まえると、現時点では、使用料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

* 使用料単価を汚水処理原価で除した数字。100%を超えていると健全な企業経営状況であるといえる。

おわりに

本審議会は、平成 29 年 5 月 11 日に市長から「使用料等の適正化について」の諮問を受け、延べ 9 回にわたって慎重に審議を重ねてきた。

使用料や手数料における受益者負担の適正化を図ることは、施設を利用する方と利用しない方との「負担の公平性・公正性」を確保することはもちろん、公共施設の老朽化が進み、今後、改修費用が増加していくことが見込まれていることなどを考慮すると、歳入確保の観点からも重要であると認識したところである。

こうしたことを踏まえ、現在、導入を進めている地方公会計を活用し、減価償却の考え方をコスト算定に用いるなど、より合理的なコスト算定方法について研究する必要があると考える。

また、施設の利用者やサービスを受ける者にとっては、使用料や手数料が低く抑えられている方が望ましいのは当然であるが、限られた予算、厳しい財政状況の中で施設の維持管理等を行っていくためには、今回、審議を重ねてきた使用料や手数料の適正化をはじめ、無駄のないコストを抑えた施設運営、魅力的なサービスの提供など、経営的な視点に立った総合的な行政運営が必要であると考える。

今後も市においては、こうした視点に立ち、質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。